

第104回 定時株主総会招集ご通知

**日 時**

令和5年3月29日（水曜日）午前10時
（開場 午前9時15分）

**場 所**

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル 2階

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面またはインターネット等による議決権行使期限

令和5年3月28日（火曜日）午後5時20分まで

目 次

第104回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

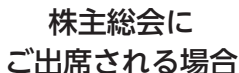
令和4年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、そのアドレスなどを書面により通知する「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。

本株主総会につきましては、株主様の利便性を考慮し、あわせてこれまでどおり株主総会資料を書面で郵送いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



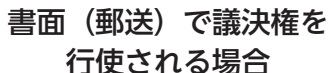
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

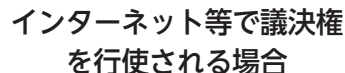
令和5年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和5年3月28日(火曜日)
午後5時20分到着分まで



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和5年3月28日（火曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

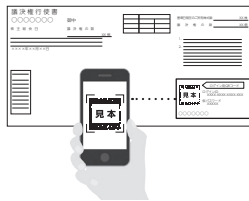
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

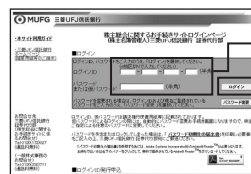


QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

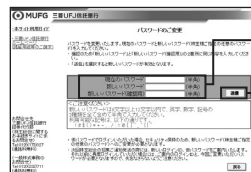
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について)

- 1 株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、同封の「議決権行使書」のご返送、またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、当日のご来場は見合わせることもご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 2 株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の対応内容が変更・更新される可能性があります。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takichem.co.jp/>)にて、更新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 3 体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- 4 株主総会会場において、感染症拡大防止のための措置を講じておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

証券コード：4025

令和5年3月10日

兵庫県加古川市別府町緑町2番地

 **多木化学株式会社**

代表取締役社長 多 木 隆 元

株 主 各 位

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.takichem.co.jp/ir/sokai/index.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「多木化学」または証券「コード」に「4025」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 /PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、同封の「議決権行使書」のご返送、またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和5年3月28日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

1 日 時	令和5年3月29日（水曜日）午前10時（開場 午前9時15分）
2 場 所	兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地 加古川プラザホテル 2階 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	
報告事項	1. 第104期（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第104期（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3ページ記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項については、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会が監査した事業報告、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として位置づけ、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、企業の持続的発展と企業価値の向上を図るため、設備投資、研究開発投資及び合理化投資等にも配分いたしたいと存じます。

第104期の期末配当につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開、業績のほか諸般の事情を総合的に勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えすべく、1株当たり45円の普通配当に「プライム市場」への移行を記念し5円の記念配当を加え、50円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は432,991,850円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1



再任

た き た か も と
多 木 隆 元

(昭和29年6月23日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する

当社の株式の数

26,994株

昭和52年4月 当社入社
平成4年3月 当社経理部長
平成5年3月 当社取締役
平成7年3月 当社常務取締役
平成8年3月 当社代表取締役専務取締役
平成9年3月 当社代表取締役社長（現）

■ 取締役候補者とした理由

各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役社長としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任

た き か つ ひ こ
多 木 勝 彦

(昭和58年11月7日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する

当社の株式の数

6,810株

平成20年4月 当社入社
令和2年9月 当社経理部担当部長
令和3年3月 当社取締役上席執行役員 経理部担当
令和4年3月 当社取締役上席常務執行役員 肥料営業部・化学品営業部統括、経理部担当
令和5年2月 当社取締役上席常務執行役員
肥料営業部・化学品営業部統括、経理部・資材部担当（現）

■ 取締役候補者とした理由

肥料製造、化学品製造、生産技術、購買、経理、肥料営業、化学品営業の各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席常務執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



再任

かな じ ひ さ も り
金 治 久 守

(昭和36年1月10日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

5,278株

昭和58年 4 月 当社入社
平成25年 4 月 当社肥料営業部長
平成28年 3 月 当社理事
平成29年 3 月 当社取締役
令和 2 年 3 月 当社取締役上席執行役員 肥料営業部担当、肥料営業部長
令和 3 年 3 月 当社取締役上席執行役員 肥料営業部・化学品営業部担当（現）

■ 取締役候補者とした理由

営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4



再任

ま さ き た か ひ さ
正 木 貴 久

(昭和37年11月24日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

1,978株

昭和60年 4 月 当社入社
平成25年 4 月 当社総務人事部長
平成29年 2 月 当社総務人事部担当部長
しき島商事株式会社代表取締役社長
平成29年 3 月 当社理事
令和 2 年 3 月 当社取締役上席執行役員 総務人事部担当
令和 4 年 3 月 当社取締役上席執行役員 総務人事部・内部監査部担当（現）

■ 取締役候補者とした理由

営業部門、総務人事部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有するとともに、子会社においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5



再任

い づ つ ひ ろ ゆ き
井 筒 裕 之

(昭和40年10月19日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

1,518株

平成 2 年 1 月 当社入社
平成27年 4 月 当社経営企画部長
令和 2 年 3 月 当社執行役員
令和 3 年 3 月 当社取締役上席執行役員 経営企画部・内部統制室担当
令和 4 年 3 月 当社取締役上席執行役員 経営企画部・C S R 担当（現）

■ 取締役候補者とした理由

研究開発部門、経営企画部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6



再任

す ず き ご ろ う
鈴 木 吾 郎

(昭和39年12月10日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

1,580株

昭和62年 4 月 当社入社
平成27年 4 月 当社技術部長
令和 2 年 3 月 当社執行役員
令和 3 年 4 月 当社本社工場副工場長
令和 4 年 3 月 当社取締役上席執行役員 研究所担当、研究所長（現）

■ 取締役候補者とした理由

研究開発部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

7



新任

いずみ

泉

か ず な り

一 成

(昭和40年1月4日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

2,380株

昭和63年 4 月 当社入社
平成28年 4 月 当社エンジニアリング部長（現）
令和 2 年 3 月 当社執行役員
令和 3 年 4 月 当社執行役員 本社工場副工場長
令和 4 年 3 月 当社上席執行役員 本社工場長（現）

■ 取締役候補者とした理由

研究開発部門、製造部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社上席執行役員としての実績を踏まえ、取締役就任により、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者当社取締役上席常務執行役員多木勝彦氏は当社代表取締役社長多木隆元氏の長男であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者泉一成氏は、新任の候補者であります。

4. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案で諮りする候補者のうち再任の候補者については取締役として、泉一成氏については執行役員として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役として候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1



新任

しも やま まさ ひこ
下山 昌彦

(昭和39年9月10日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する

当社の株式の数

1,731株

昭和63年 4 月 当社入社

平成31年 4 月 当社経理部長（現）

令和 2 年 3 月 当社執行役員（現）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

経理部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社執行役員としての実績を踏まえ、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任



社外



独立

た むら ひろ あき
田村 弘昭

(昭和28年11月8日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する

当社の株式の数

300株

昭和52年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行

平成16年 7 月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）理事営業審査部長

平成19年 3 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）退任

平成19年 6 月 日東富士製粉株式会社常務取締役

平成20年 6 月 同社取締役常務執行役員

平成29年 6 月 同社取締役常務執行役員退任

平成29年 6 月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外監査役

平成30年 3 月 当社社外取締役

令和 3 年 3 月 当社監査等委員である社外取締役（現）

令和 3 年 6 月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外監査役退任

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日東富士製粉株式会社の常務取締役等を歴任しており、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



再任



社外



独立

いわ き たつ お
岩木 達郎

(昭和29年4月3日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

0株

昭和48年4月 広島国税局採用
平成27年7月 西宮税務署長退官
平成27年8月 税理士登録
平成30年11月 岩木達郎税理士事務所開設（現）
令和2年3月 当社社外取締役
令和3年3月 当社監査等委員である社外取締役（現）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となる以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、各地の税務署長等を歴任しており、税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4



再任



社外



独立

しげ た しょう ぞう
重田 昇三

(昭和32年2月6日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

0株

昭和55年4月 日本火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社
平成25年4月 日本興亜損害保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）常務執行役員
平成25年4月 株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）常務執行役員
平成27年3月 大阪ヒルトン株式会社代表取締役副社長
平成29年3月 同社顧問
平成30年3月 同社顧問退任
平成30年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）顧問
平成30年6月 損保ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社
（現損保ジャパンキャリアビューロー株式会社）監査役
令和2年6月 損害保険ジャパン株式会社顧問退任
令和2年6月 損保ジャパンキャリアビューロー株式会社監査役退任
令和3年3月 当社監査等委員である社外取締役（現）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本興亜損害保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）の常務執行役員等を歴任しており、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

新任

社外

独立

きた しま のり こ
北 嶋 紀 子

(昭和49年10月25日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する
当社の株式の数

0株

平成12年 4 月 弁護士会登録 井上隆彦法律事務所入所
平成15年 2 月 フェニックス法律事務所入所
平成24年 1 月 同法律事務所共同代表（現）
平成27年 6 月 三京化成株式会社監査等委員である社外取締役（現）
平成29年 3 月 ダイトロン株式会社社外監査役（現）
令和 3 年 6 月 大栄環境株式会社社外監査役（現）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となる以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督及び監査を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者下山昌彦、北嶋紀子の両氏は、新任の候補者であります。
3. 当社は、候補者田村弘昭、岩木達郎、重田昇三の3氏との間でそれぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、候補者下山昌彦、北嶋紀子の両氏が監査等委員である取締役に選任された場合、両氏との間でそれぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 候補者田村弘昭、岩木達郎、重田昇三の3氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。3氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。なお、田村弘昭、岩木達郎の両氏は過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあり、その在任期間は田村弘昭氏が3年、岩木達郎氏が1年であります。
6. 候補者田村弘昭、岩木達郎、重田昇三の3氏は社外取締役の候補者であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 候補者北嶋紀子氏は社外取締役の候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案で諮りする候補者のうち田村弘昭、岩木達郎、重田昇三の3氏については監査等委員である取締役として、下山昌彦氏については執行役員として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役として4氏を被保険者とする保険契約を同内容で更新し、また新たに北嶋紀子氏を被保険者とする同内容の保険契約を締結する予定であります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

お お は し		ただし	
大 橋		正	(昭和39年5月14日生)
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		所有する 当社の株式の数	1,800株
昭和62年11月 当社入社			
令和 2 年 4 月 当社総務人事部長			
令和 5 年 2 月 当社総務人事部担当部長（現）			
しき島商事株式会社代表取締役社長（現）			

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由
総務人事部門、営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの部長としての実績を踏まえ、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 候補者は、本総会終了後開催予定の当社取締役会の決議により当社執行役員に就任予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合、当社執行役員及びしき島商事株式会社取締役は退任となります。
4. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、監査等委員である取締役として候補者を被保険者とする同内容の保険契約を締結する予定であります。
- (保険契約の内容の概要)
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

ご参考：取締役の多様性マトリックス

第2号議案、第3号議案及び本定時株主総会終了後開催予定の取締役会で役付執行役員及び執行役員選定の件が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び各取締役に対して特に専門性・経験を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	職位	企業経営	財務/ 会計/ 金融経済	法務/ リスク管理	人事労務/ 人材開発	営業/ マーケティング	製造/品質	研究開発	IT/ デジタル 情報セキュリティ	サステナビリティ/ ESG
多木 隆元	代表取締役社長	●	●			●	●			
多木 勝彦	代表取締役 上席専務執行役員		●			●	●		●	
金治 久守	取締役 上席常務執行役員					●				
正木 貴久	取締役上席執行役員	●		●	●	●				
井筒 裕之	取締役上席執行役員			●				●	●	●
鈴木 吾郎	取締役上席執行役員						●	●		●
泉 一成	取締役上席執行役員						●	●	●	●
下山 昌彦	取締役 常勤監査等委員		●	●						
田村 弘昭	独立社外取締役 監査等委員	●	●		●	●				
岩木 達郎	独立社外取締役 監査等委員		●						●	●
重田 昇三	独立社外取締役 監査等委員	●	●			●				●
北嶋 紀子	独立社外取締役 監査等委員			●	●					●

(注) 1. 各人の有する専門性と経験のうち主なものの最大4つに●印をつけております。

2. 上記の企業経営は社内取締役については代表取締役経験者（主要子会社含む）に、社外取締役については他社での社内取締役経験者に●印をつけております。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

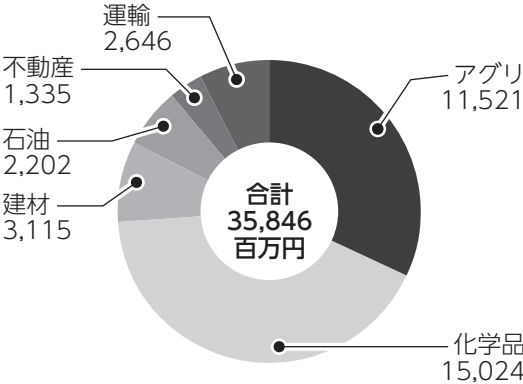
1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況で推移しました。景気の先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、国内外の感染症の動向や供給面での制約に加え、原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等の影響による下振れリスクの高まりなど不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社グループにおいては令和3年1月から推進している「中期経営計画2023」に基づいて、既存事業の収益力向上などに努めた結果、当連結会計年度の売上高は358億46百万円（前期は328億12百万円）、営業利益は27億51百万円（前期は26億58百万円）、経常利益は31億44百万円（前期は29億82百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億56百万円（前期は19億16百万円）となりました。

報告セグメント別売上高

報告セグメント			売上高（百万円）
ア	グ	リ	11,521
化	学	品	15,024
建		材	3,115
石		油	2,202
不	動	産	1,335
運		輸	2,646
合 計			35,846



2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は7億95百万円であり、その主なものは、不動産事業でのショッピングセンターのリニューアルに伴う建物等の取得であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設等は、本社新社屋の建設及び化学品事業での超高塩基度ポリ塩化アルミニウム製造設備増強であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

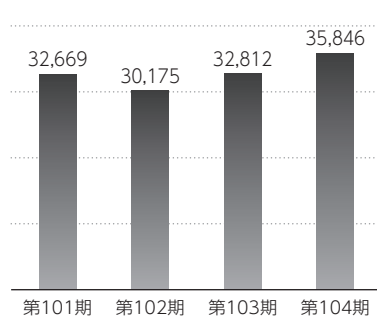
8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	令和元年度 第101期	令和2年度 第102期	令和3年度 第103期	令和4年度 第104期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	32,669	30,175	32,812	35,846
経 常 利 益 (百万円)	1,911	2,166	2,982	3,144
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,361	1,559	1,916	2,056
1 株当たり当期純利益 (円)	157.64	180.37	221.46	237.53
総 資 産 (百万円)	42,609	42,939	46,037	50,323
純 資 産 (百万円)	26,346	27,079	29,378	32,057
1 株当たり純資産額 (円)	3,033.53	3,114.67	3,378.42	3,689.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第104期の期首から適用しており、第104期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

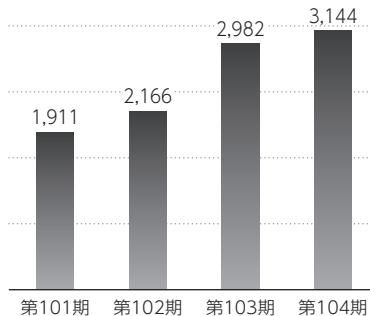
■ 売上高

(単位：百万円)



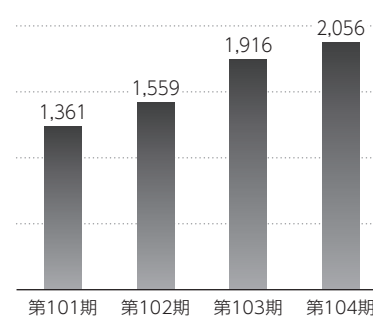
■ 経常利益

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（令和4年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
しき島商事株式会社	90百万円	100.0%	石油の販売
多木建材株式会社	90百万円	90.1%	石こうボードの製造・販売
多木商事株式会社	45百万円	100.0%	海上、陸上輸送

10. 対処すべき課題

(1) 成長事業への積極的投資

企業が持続的に成長するためには、新たな事業を含め成長が期待される事業への積極的な投資が不可欠です。当社が平成30年に完全人工栽培に成功した「バカマツタケ」は、生産・販売体制を早期に確立させるべく、資源を集中して取り組んでまいります。また、メディカル材料、コラーゲン材料、各種酸化物ナノ材料などの開発商品についても、社会との共通価値創造を意識しつつ、顧客ニーズを把握し、産官学連携などを通じて、サステナブルな成長に向けた取り組みを推進します。

(2) 既存事業の収益力向上

当社グループの既存事業のうち、アグリ事業（肥料）と化学品事業（水処理薬剤）は、市場の縮小や価格競争など厳しい事業環境の中にあります。生産性向上、コスト削減及び提案型営業による販売力の強化などにより、一層の収益力向上に努めてまいります。一方で、肥料や水処理薬剤などの基礎化学品は、今後のサステナブルな社会の実現にも不可欠な製品であり、新たな収益機会の創出にもつながるものと考えております。なかでも、超高塩基度ポリ塩化アルミニウム「PAC700A」は、気候変動が進む中、環境負荷の低減に貢献できる製品として積極的に提案し拡販に努めてまいります。また、長年培った技術力を活かし、海外事業にも取り組んでまいります。その他既存事業につきましても収益力の向上に努めてまいります。

(3) 経営基盤の強靱化

気候変動や新型コロナウイルス、大規模自然災害の発生など事業環境にまつわるリスク、不確実性が高まる中で、より強靱な経営基盤の確立が求められています。そのような環境下にあっても、ステークホルダーの負託にお応えするため、リスクマネジメントの観点をより重視し、事業継続計画（BCP）の実効性を向上させるとともに、品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの統合運用、労働環境の改善や生産性向上に関わる設備の更新・保全、製品の信頼性向上に関する取り組みを進めてまいります。また、それらを強力に推し進めるため、人材育成、ダイバーシティの取り組みなどにも注力してまいります。

(4) コンプライアンス経営の推進

コンプライアンスは、企業における不祥事の防止だけでなく、企業の持続的な成長を実現し、社会に必要とされる企業グループであり続けるために不可欠な経営上の重要課題です。当社グループでは、全ての役職員が法令・規程・社会規範などに沿って、常に高い倫理感とともに良識ある行動をとることができるよう、コンプライアンス教育及びコーポレート・ガバナンス体制の強化などを通じて、コンプライアンス経営を推進してまいります。「(3) 経営基盤の強靱化」に加え、これらを併せて実施することにより、公正で透明性の高い経営と責任ある企業活動を推進してまいります。

経営の基本方針である企業の持続的発展と企業価値の向上に努めてまいりますので、株主各位におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

11. 主要な事業内容（令和4年12月31日現在）

- (1) 肥料、化学品及び石こうボードの製造・販売
- (2) 石油の販売
- (3) 不動産の賃貸
- (4) 海上、陸上輸送

12. 主要な営業所及び工場（令和4年12月31日現在）

(1) 当社

本 社	兵庫県加古川市
支 店	東京都中央区
営 業 所	仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、兵庫県加古川市、北九州市
工 場	兵庫県加古郡播磨町、千葉縣市原市、北九州市
研 究 所	兵庫県加古川市
商業施設	兵庫県加古川市

(2) 子会社

しき島商事株式会社	兵庫県加古川市
多木建材株式会社	兵庫県加古川市
多木商事株式会社	兵庫県加古川市

13. 使用人の状況（令和4年12月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減数
599名	1名増

(注) 上記の使用人数には臨時雇用者は含んでおりません。

14. 主要な借入先の状況（令和4年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	40百万円

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式の状況（令和4年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,458,768株
- (3) 株主数 4,473名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	745千株	8.60%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	375	4.33
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	339	3.92
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	302	3.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	297	3.43
株 式 会 社 中 国 銀 行	286	3.31
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	237	2.74
日 本 マ タ イ 株 式 会 社	223	2.58
三 菱 商 事 株 式 会 社	210	2.43
株 式 会 社 イ ト ー ヨ ー 力 堂	200	2.31

(注) 1. 当社は、自己株式(798,931株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	4,046株	7名

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（令和4年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
*取締役社長	多 木 隆 元	
*取締役 *取 上席専務執行役員	松 井 重 憲	本社工場統括、品質保証部・物流部担当
取締役 上席常務執行役員	多 木 勝 彦	肥料営業部・化学品営業部統括、経理部担当
取締役 上 席 執 行 役 員	金 治 久 守	肥料営業部・化学品営業部担当
取締役 上 席 執 行 役 員	正 木 貴 久	総務人事部・内部監査部担当
取締役 上 席 執 行 役 員	井 筒 裕 之	経営企画部・C S R 担当
○取締役 上 席 執 行 役 員	鈴 木 吾 郎	研究所担当、研究所長
取締役 常勤監査等委員	安 福 成 行	
取締役 監 査 等 委 員	田 村 弘 昭	
取締役 監 査 等 委 員	岩 木 達 郎	岩木達郎税理士事務所所長
取締役 監 査 等 委 員	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所代表 モリテックスチール株式会社社外取締役
取締役 監 査 等 委 員	重 田 昇 三	

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
 2. ○印は令和4年3月29日開催の第103回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役であります。
 3. 取締役西倉宏氏は任期満了により、令和4年3月29日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

4. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
松 井 重 憲	代表取締役上席専務執行役員 本社工場統括、本社工場長	代表取締役上席専務執行役員 本社工場統括 品質保証部・物流部担当	令和4年3月29日
多 木 勝 彦	取締役上席執行役員 経理部担当	取締役上席常務執行役員 肥料営業部・化学品営業部統括 経理部担当	令和4年3月29日
正 木 貴 久	取締役上席執行役員 総務人事部担当	取締役上席執行役員 総務人事部・内部監査部担当	令和4年3月29日
井 筒 裕 之	取締役上席執行役員 経営企画部・内部統制室担当 経営企画部長	取締役上席執行役員 経営企画部・C S R 担当	令和4年3月29日

5. 取締役（監査等委員）田村弘昭、岩木達郎、阪口誠、重田昇三の4氏は、社外取締役であります。
6. 取締役（監査等委員）岩木達郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 情報収集の充実を図り、内部統制部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために安福成行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、取締役（監査等委員）田村弘昭、岩木達郎、阪口誠、重田昇三の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
10. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- ①被保険者の範囲 当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員
- ②保険契約の内容の概要
- イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ロ. 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ハ. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。
11. 取締役を兼務していない執行役員は、以下の7名であります。
- 専務執行役員 多木隆成（不動産事業部担当）
- 常務執行役員 西倉 宏（きのこ事業化プロジェクトチーム担当、リーダー）
- 上席執行役員 泉 一成（本社工場長、エンジニアリング部長）
- 執行役員 西村光裕（資材部担当、しき島商事株式会社代表取締役社長）
- 下山昌彦（経理部長）
- 田中秀樹（多木建材株式会社代表取締役社長）
- 橋本成人（多木商事株式会社代表取締役社長）

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

監査等委員でない取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定め、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めることを基本方針としております。

報酬等限度額

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は固定報酬と業績連動報酬である役員賞与を合わせて年額2億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額60百万円以内、また、上記報酬等限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、監査等委員でない取締役に対して年額21百万円を限度とし、かつ株式数5,200株を限度として支給することが令和3年3月30日開催の第102回定時株主総会において決議されております。当該決議に係る監査等委員でない取締役の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。

（監査等委員でない取締役）

報酬等決定方法

監査等委員でない取締役については、株主総会で決議されました報酬等限度額の範囲内で、役員報酬内規等の一定の基準及び代表取締役2名、取締役上席常務執行役員1名、独立社外取締役4名の合計7名で構成する指名・報酬委員会で決定した業績連動報酬である役員賞与並びに譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の役位別配分割合を基に、令和4年3月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等額の算出の授權を受けた代表取締役社長多木隆元が決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬等額を決定できると判断したためであり、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。なお、当該方針は指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議したものであります。

各報酬等の仕組み

イ. 固定報酬

個人別の報酬等額に係る役員報酬内規等の一定の基準については、役位や在任年数別に定期同額の金銭報酬である基準月額を定めております。改定は世間水準及び従業員給与との均衡を考慮してなされます。毎年3月に決定し、4月から支給いたします。

ロ. 役員賞与

短期的なインセンティブを与え積極的な業務執行に資するための業績連動報酬である役員賞与については、取締役会において決議した当社の経常利益予算額を指標とし、計算式により求められる総額を指名・報酬委員会で決定した役位別配分係数（係数は上位の役位ほど大きくなるように設定）により個人別に決定いたします。役員賞与総額は固定報酬と合わせて株主総会で決議された監査等委員でない取締役の報酬等限度額以内で、かつ50百万円以内とし、連結及び当社の経常利益予算額が2億50百万円未満の場合は支給いたしません。指標とした当事業年度の当社の経常利益予算額は16億18百万円、支給月は3月であります。

ハ. 譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブを与えるための譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権の額は、令和3年3月30日開催の第102回定時株主総会において決議された限度額、限度株数内で指名・報酬委員会で決定した役位別配分係数（係数は上位の役位ほど大きくなるように設定）により個人別に決定いたします。毎年1回、定時株主総会終了後の最初に開催する取締役会の決議を経て、翌月支給することとしております。

二. 報酬等総額の割合

固定報酬と業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の報酬等総額に対する割合は、役位別の取締役人数、経常利益予算額、株価などにより変動いたしますが、概ね固定報酬80%、業績連動報酬10%、譲渡制限付株式報酬10%程度となります。

(監査等委員である取締役)

業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから、業績を反映することは行わず、固定報酬である月額報酬のみで役員賞与や譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。個人別の報酬額の具体的内容については、監査等委員の協議により決定いたします。

なお、取締役でない執行役員に対しても監査等委員でない取締役と同様の制度を導入することを令和3年3月30日開催の取締役会において決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	188	149	17	20	8
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	35 (19)	35 (19)	—	—	5 (4)
合計 (うち社外役員)	223 (19)	184 (19)	17 (—)	20 (—)	13 (4)

(注) 1. 上記には、令和4年3月29日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の状況	当 社 と の 関 係
社外取締役 (監査等委員)	岩木達郎	岩 木 達 郎 税 理 士 事 務 所	所 長	特別の関係はありません
社外取締役 (監査等委員)	阪口 誠	中之島シティ法律事務所	代 表	当社顧問弁護士所属先
		モリテックスチール株式会社	社外取締役	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	田村弘昭	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、監査等委員会15回の全てに、指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岩木達郎	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に、監査等委員会15回のうち14回に、指名・報酬委員会6回のうち5回に出席いたしました。 税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阪口 誠	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に、監査等委員会15回のうち14回に、指名・報酬委員会6回のうち5回に出席いたしました。 弁護士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	重田昇三	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに、監査等委員会15回の全てに、指名・報酬委員会6回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和4年12月31日現在)

(単位: 百万円)

| 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )       |        |
| 流 動 資 産           | 26,039 |
| 現金 及 び 預 金        | 6,256  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 10,002 |
| 電 子 記 録 債 権       | 2,196  |
| 棚 卸 資 産           | 6,649  |
| そ の 他             | 947    |
| 貸 倒 引 当 金         | △13    |
| 固 定 資 産           | 24,283 |
| 有 形 固 定 資 産       | 15,312 |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 6,672  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,463  |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 111    |
| 土 地               | 6,455  |
| リ ー ス 資 産         | 364    |
| 建 設 仮 勘 定         | 245    |
| 無 形 固 定 資 産       | 418    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 406    |
| 水 道 施 設 利 用 権 等   | 9      |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 1      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8,552  |
| 投 資 有 価 証 券       | 8,361  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 29     |
| そ の 他             | 196    |
| 貸 倒 引 当 金         | △35    |
| 資 産 合 計           | 50,323 |

| 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| ( 負 債 の 部 )       |        |
| 流 動 負 債           | 9,973  |
| 買 掛 金             | 6,785  |
| 短 期 借 入 金         | 369    |
| 1年内返済予定の長期借入金     | 60     |
| リ ー ス 債 務         | 35     |
| 未 払 金             | 1,372  |
| 未 払 法 人 税 等       | 627    |
| 未 払 消 費 税 等       | 77     |
| 賞 与 引 当 金         | 42     |
| そ の 他             | 602    |
| 固 定 負 債           | 8,293  |
| 長 期 借 入 金         | 395    |
| リ ー ス 債 務         | 378    |
| 繰 延 税 金 負 債       | 1,131  |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 3,693  |
| 預 り 保 証 金         | 2,509  |
| そ の 他             | 185    |
| 負 債 合 計           | 18,266 |
| ( 純 資 産 の 部 )     |        |
| 株 主 資 本           | 28,327 |
| 資 本 金             | 2,147  |
| 資 本 剰 余 金         | 1,398  |
| 利 益 剰 余 金         | 25,511 |
| 自 己 株 式           | △729   |
| その他の包括利益累計額       | 3,621  |
| その他有価証券評価差額金      | 3,612  |
| 退職給付に係る調整累計額      | 8      |
| 非 支 配 株 主 持 分     | 108    |
| 純 資 産 合 計         | 32,057 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計   | 50,323 |

## 連結損益計算書（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 35,846 |
| 売 上 原 価                 |     | 27,040 |
| 売 上 総 利 益               |     | 8,805  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 6,053  |
| 営 業 利 益                 |     | 2,751  |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 5   |        |
| 受 取 配 当 金               | 334 |        |
| そ の 他                   | 110 | 450    |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 12  |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 28  |        |
| そ の 他                   | 17  | 58     |
| 経 常 利 益                 |     | 3,144  |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 145 | 145    |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 125 |        |
| 減 損 損 失                 | 110 |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 14  | 251    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |     | 3,038  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 983 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 32  | 1,015  |
| 当 期 純 利 益               |     | 2,022  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失         |     | 33     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |     | 2,056  |

# 計算書類

貸借対照表 (令和4年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    |
|-------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        |
| 流 動 資 産     | 21,684 |
| 現金及び預金      | 4,447  |
| 受取手形        | 864    |
| 売掛金         | 7,903  |
| 電子記録債権      | 1,052  |
| 商品及び製品      | 3,931  |
| 仕掛品         | 271    |
| 原材料及び貯蔵品    | 2,168  |
| 前払費用        | 45     |
| 短期貸付金       | 60     |
| その他の貸倒引当金   | 940    |
| 貸倒引当金       | △1     |
| 固 定 資 産     | 20,951 |
| 有形固定資産      | 10,206 |
| 建物          | 4,547  |
| 構築物         | 578    |
| 機械及び装置      | 1,052  |
| 車両運搬具       | 5      |
| 工具、器具及び備品   | 100    |
| 土地          | 3,311  |
| リース資産       | 364    |
| 建設仮勘定       | 245    |
| 無 形 固 定 資 産 | 416    |
| ソフトウェア      | 406    |
| 施設利用権等      | 7      |
| ソフトウェア仮勘定   | 1      |
| 投資その他の資産    | 10,329 |
| 投資有価証券      | 7,146  |
| 関係会社株式      | 3,043  |
| 長期前払費用      | 39     |
| 入会金         | 68     |
| その他の貸倒引当金   | 64     |
| 貸倒引当金       | △32    |
| 資 産 合 計     | 42,635 |

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| ( 負 債 の 部 )     |        |
| 流 動 負 債         | 8,671  |
| 買掛金             | 5,842  |
| 短期借入金           | 519    |
| リース負債           | 31     |
| 未払金             | 1,213  |
| 未払法人税等          | 549    |
| 預り金             | 269    |
| その他の負債          | 246    |
| 固 定 負 債         | 6,780  |
| リース負債           | 369    |
| 繰延税金負債          | 666    |
| 退職給付引当金         | 3,322  |
| 預り保証金           | 2,236  |
| その他の負債          | 185    |
| 負 債 合 計         | 15,451 |
| ( 純 資 産 の 部 )   |        |
| 株 主 資 本         | 23,752 |
| 資本金             | 2,147  |
| 資本剰余金           | 1,297  |
| 資本準備金           | 1,217  |
| その他の資本剰余金       | 80     |
| 利 益 剰 余 金       | 21,181 |
| 利益準備金           | 368    |
| その他の利益剰余金       | 20,812 |
| 固定資産圧縮積立金       | 812    |
| 別途積立金           | 5,337  |
| 繰越利益剰余金         | 14,663 |
| 自 己 株 式         | △873   |
| 評価・換算差額等        | 3,431  |
| その他有価証券評価差額金    | 3,431  |
| 純 資 産 合 計       | 27,184 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 42,635 |



## 損益計算書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 27,844 |
| 売 上 原 価                 |     | 20,347 |
| 売 上 総 利 益               |     | 7,496  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 5,073  |
| 営 業 利 益                 |     | 2,423  |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 1   |        |
| 受 取 配 当 金               | 346 |        |
| 関 係 会 社 業 務 受 託 料       | 22  |        |
| そ の 他                   | 116 | 486    |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 10  |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 28  |        |
| そ の 他                   | 10  | 48     |
| 経 常 利 益                 |     | 2,860  |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 145 | 145    |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 125 |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 14  | 140    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 2,865  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 824 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △48 | 775    |
| 当 期 純 利 益               |     | 2,090  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

多 木 化 学 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

令和5年2月15日

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、多木化学株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、多木化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

多 木 化 学 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

令和5年2月15日

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多木化学株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月16日

### 多木化学株式会社 監査等委員会

|              |     |     |   |
|--------------|-----|-----|---|
| 常勤監査等委員      | 安 福 | 成 行 | ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 田 村 | 弘 昭 | ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 岩 木 | 達 郎 | ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 阪 口 | 誠   | ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 重 田 | 昇 三 | ㊞ |

以 上

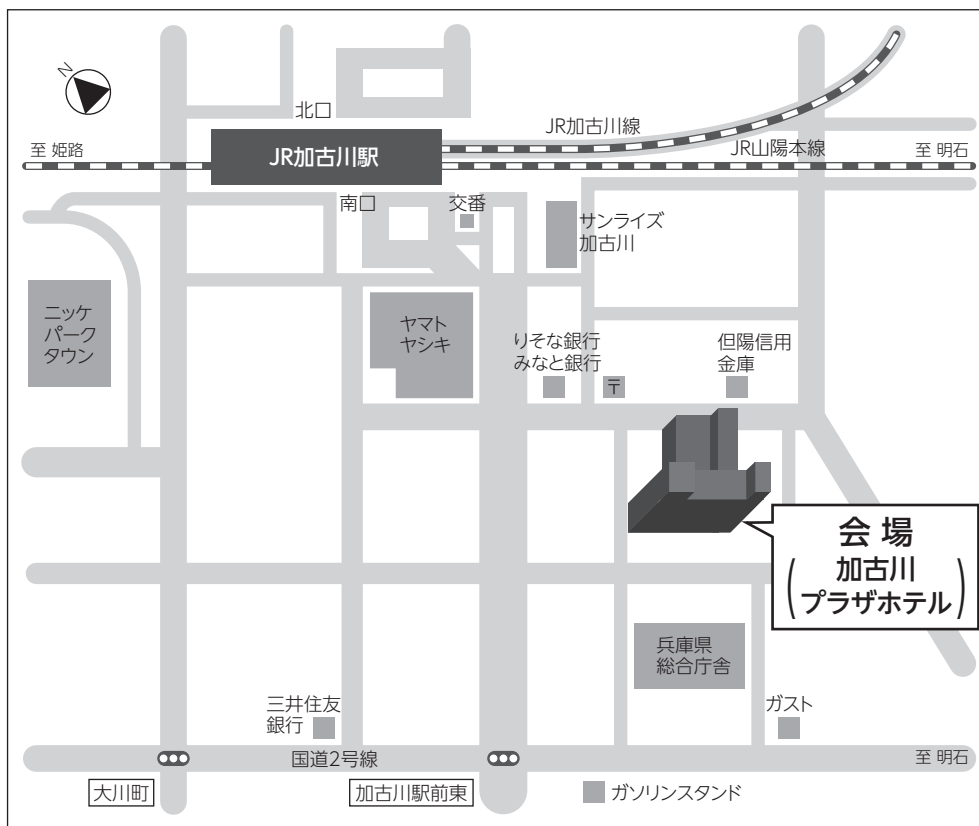


## 株主総会会場ご案内図

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地  
加古川プラザホテル 2階 電話 (079) 421-8877



JR加古川駅南口より徒歩約5分



※本株主総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。